

# 呉市指定給水装置工事事業者及び呉市排水設備指定工事店の違反行為に関する処分基準

営業課

(趣旨)

第1条 この基準は、呉市指定給水装置工事事業者及び呉市排水設備指定工事店審査委員会要綱（平成27年4月1日実施。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、指定の取消し又は指定の効力の停止等（以下「処分」という。）を行う場合の基準及び手続について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、呉市指定給水装置工事事業者規程（平成10年呉市水道局規程第3号。以下「給水業者規程」という。）及び呉市排水設備指定工事店規程（平成25年呉市上下水道局規程第16号。以下「排水工事店規程」という。）で使用する用語の例による。

(処分の基準)

第3条 指定工事事業者が給水業者規程第7条各号に該当するときは、その事由に応じて別表第2に規定する点数を付与し、その累積が別表第1に定める累積点数に達したときは、同表に掲げる処分内容に応じて処分を行うものとする。

2 前項の規定により、点数を付与された日から1年以内に、同一の事由により給水業者規程第7条各号に該当するに至ったときは、2倍の点数を付与するものとする。

3 指定の効力の停止期間中に新たに給水業者規程第7条各号に該当する事由が発覚した場合は、当該処分を受けることとなった累積点数に、新たな事由に対する点数を加算した後の累積点数に対応する処分を行うものとする

4 前3項による点数の付与は、1件ごとの工事に対して行うものとする。

(累積点数の消滅)

第4条 累積点数は、次の場合に消滅する。

(1) 指定の効力の停止を受け、その期間が満了したとき。

(2) 前条の規定により、点数の付与を受けた日から2年を経過したとき。

(軽微な違反)

第5条 要綱第2条第3号ただし書に規定する違反が軽微な場合とは、別表第2に規定する点数が10点以下のものとする。

(処分の決定等)

第6条 処分を決定したときは、呉市行政手続条例（平成10年呉市条例第1号）に規定する手続により、当該指定工事事業者に弁明の機会の付与等を行うものとする。

2 管理者の権限を行う呉市長（以下「管理者」という。）は、処分を行うときは、書面により当該指定工事事業者に通知するものとする。

(処分後の施工)

第7条 処分を受けた者は、当該処分を受けた日から給水装置工事を施行することができない。ただし、処分を受けた日の前日までに承認を受けた工事について、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

(指定工事店への処分)

第8条 第3条から第7条までの規定は、指定工事店への処分について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項	指定工事事業者	指定工事店
	給水業者規程第7条各号	排水工事店規程第10条各号

	別表第 2	別表第 4
	別表第 1	別表第 3
第 3 条第 2 項	給水業者規程第 7 条各号	排水工事店規程第 1 0 条各号
第 3 条第 3 項	給水業者規程第 7 条各号	排水工事店規程第 1 0 条各号
第 5 条	要綱第 2 条第 3 号ただし書	要綱第 2 条第 4 号ただし書
	別表第 2	別表第 4
第 6 条第 1 項	当該指定工事業者	当該指定工事店
第 6 条第 2 項	当該指定工事業者	当該指定工事店
第 7 条	給水装置工事	排水設備工事

第 9 条 この基準に定めるもののほか必要な事項については、管理者が定める。

付 則

(実施期日)

- この基準は、令和 3 年 1 1 月 1 日から実施する。  
(呉市指定給水装置工事業者の違反行為に関する処分基準等の廃止)
- 次に掲げる基準（以下「旧処分基準」という。）は、廃止する。
  - 呉市指定給水装置工事業者の違反行為に関する処分基準（平成 2 7 年 4 月 1 日実施）
  - 呉市排水設備指定工事店の違反行為に関する処分基準（平成 2 7 年 4 月 1 日実施）
- この基準の実施前に旧処分基準によりなされた処分、手続その他の行為は、この基準の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

付 則

(実施期日)

- この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。  
(経過措置)
- この基準の実施の日前に改正前の基準の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の基準の相当規定によってしたものとみなす。

別表第 1（第 3 条関係）

違反行為の処分基準

累積点数	処分内容
1 0 点以下	嚴重注意及び始末書
1 1 点以上 3 0 点以下	1 0 日以内の指定の効力の停止。ただし、初めての場合は、文書による警告とする。
3 1 点以上 4 0 点以下	1 か月以内の指定の効力の停止
4 1 点以上 6 0 点以下	3 か月以内の指定の効力の停止
6 1 点以上 1 0 0 点未満	6 か月以内の指定の効力の停止
1 0 0 点以上	指定の取消し

別表第 2（第 3 条関係）

違反行為に関する審査基準

審査項目	点数
1 不正の手段により指定を受けたとき。	1 0 0 点
2 担当事業者の主任技術者の選任について (1) 主任技術者を選任しないとき。	1 0 0 点

(2) 主任技術者が欠けた場合において、その事由が発生した日から14日を経過しても新たな主任技術者を選任しないとき。	50点
(3) 主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	10点
3 給水業者規程第4条第2号に定める機械器具に不足を生じ、一定期間を経過してもこれを補充しないとき。	30点
4 申請者（法人にあっては、その役員）が次のいずれかに該当することとなった場合	
(1) 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者	100点
(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	100点
(3) 法に違反して刑に処せられたとき。	100点
(4) その業務に関し、次に例示する不正又は不誠実な行為を行ったとき。	
ア 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工した場合で、悪質（発覚後に申込書兼設計書の提出を求めずとも提出する意思が全くない場合、相当な期間を置いても提出しない場合、配水管等から無断で分岐をするなど盗水に絡む工事を施行した場合等）なとき。	80点
イ しゅん工検査の結果手直しを要求され、管理者が指定した期間内にこれを行わないとき。	30点
ウ 給水業者規程第14条に定める事項に違反したとき。	30点
エ 給水装置工事を不正又は粗悪に施行し、再三警告しても改まらないとき。	30点
オ アからエのほか条例等に違反する行為を行ったとき。	30点
5 給水業者規程第6条第1項各号に定める事由に変更が生じた場合の届出	
(1) 添付書類に不備があるとき。	10点
(2) 30日を過ぎても変更の届出をしないとき。	10点
(3) 虚偽の届出をしたとき。	20点
(4) 事業の廃止、休止又は再開の届出をしないとき。	
ア 廃止又は休止の日から30日を過ぎても当該届出をしないとき。	10点
イ 事業の再開の日から10日を過ぎても当該届出をしないとき。	10点
6 給水業者規程第13条に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な運営をすることができないと認められたとき。	
(1) 給水装置工事ごとに給水業者規程第12条第1項の規	20点

定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して給水業者規程第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名しない場合	
(2) 指名された者が次に掲げる職務を誠実に行わない場合	
ア 給水装置工事に関する技術上の管理	10点
イ 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督	10点
ウ 政令第6条に定める基準に適合していることの確認	10点
エ 給水装置の工事に関し、管理者との次に掲げる連絡又は調整	
(ア) 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置確認に関する連絡調整	10点
(イ) 給水業者規程第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整	10点
(ウ) 給水装置工事を完了した旨の連絡	10点
(3) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合	
ア 当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させない場合	20点
イ アに規定する者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させない場合	20点
ウ あらかじめ管理者の承認を受けない工法、工期その他工事上の条件に適合しない場合	30点
(4) 次の行為を行った場合	
ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置の設置	30点
イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具の使用	20点
(5) 施行した給水装置ごとに、指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させなかった場合	
ア 施主の氏名又は名称	3点
イ 施行の場所	3点
ウ 施行完了年月日	3点
エ 主任技術者の氏名	3点
オ しゅん工図	3点
カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する	3点

る事項	
キ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果	3点
(6) 前号の記録をその作成の日から3年間保存していない場合	20点
7 給水業者規程第17条の規定による管理者の求めに対し、相当な理由なくしてこれに応じないとき	20点
8 給水業者規程第18条の規定による管理者の求めに対する対応	
(1) 正当な理由なくしてこれに応じないとき。	20点
(2) 虚偽の報告又は資料の提出をしたとき。	20点
9 その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	
(1) 管理者の承認を受けずに公共の仕切弁及びバルブを操作したとき。	30点
(2) 配水管に水撃作用を生じやすいポンプ等の器具との直結をしたとき。	30点
(3) 上水道以外の管と直結したとき。	50点
(4) クロスコネクションその他誤接合により汚水が混入したとき。	100点
(5) 水道メータを汚染、損傷又は埋没の危険性のある場所に設置した場合	30点
10 指定の効力停止期間中に給水装置工事を行った場合	50点

別表第3 (第8条関係)

違反行為の処分基準

累積点数	処分内容
40点未満	嚴重注意及び始末書
40点以上60点未満	1か月以内の指定の効力の停止
60点以上80点未満	3か月以内の指定の効力の停止
80点以上100点未満	6か月以内の指定の効力の停止
100点以上	指定の取消し

別表第4 (第8条関係)

違反行為に関する審査基準

審査項目	点数
1 指定工事店等の住所等の変更届を怠ったとき。	10点
2 無届工事に関するもの	
(1) 計画の確認申請のない工事を施行したとき。	20点
(2) 計画の確認のない工事を施行したとき。	10点
(3) 変更の届出のない工事を施行したとき。	10点

(4) 変更の確認のない工事を施行したとき。	10点
3 不正工事に関するもの	
(1) 排水設備の技術基準に適合していない工事を施行したとき。	10点
(2) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	20点
(3) 指定工事店としての名義を他の業者に貸与したとき。	40点
4 工事の検査に関するもの	
(1) 担当の責任技術者が立会いをしなかったとき。	10点
(2) 検査員の改修指示に従わないとき。	40点
(3) 完工届の提出を怠ったとき。	20点
5 その他工事又は行為に関するもの	
(1) 責任修理に応じないとき。	40点
(2) 正当な理由なく工事請負を拒否したとき。	10点
(3) 主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	10点
6 その他審査の対象となる不誠実な行為をしたとき。	10点